

令和6年4月10日

多治見市長 高木 貴行 様

多治見市是正請求審査会
会長 北見 宏介

答 申

令和6年1月12日付け多総第1060号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件是正請求を認容すべきものとする。

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) たじみ市民討議会（以下「討議会」という。）は、市民主体の実行委員会と多治見市役所が連携し、平成21(2009)年から開催されている。
- (2) 討議会の参加依頼書は、18歳以上69歳以下の無作為抽出した市民に送付し、参加承諾者が多数の場合は、抽選によって参加者を決定している。
- (3) 是正請求人は、参加依頼書を送付する無作為抽出者に70歳以上の市民が対象外となっていることは不適切であるとして、令和5年8月22日、多治見市長に対し是正請求をした。

2 審査関係人の主張の要旨

- (1) 是正請求人の主張〔令和5年8月22日付け 是正請求書〕
 - ア 70歳以上を一律参加者選出の対象外とすることは、高齢者の市政参加の機会を奪う暴挙である。
 - イ 担当課から「討議会が2日間拘束される会議であり、高齢者が体力的に耐えられない恐れがある」という趣旨の回答があったが、70歳以上でも人それぞれであるから、年齢で一律に対象外とするのは適当ではない。
 - ウ 年代により選出人数が異なるのは許容できる。
- (2) 行為庁の主張〔令和5年9月25日付け多秘広第211号 弁明書〕
 - ア 討議会は、市民の声なき声を集約し、市政に提言するため、市民

主体の実行委員会と多治見市役所が連携し、平成21(2009)年から開催している。

イ 討議会の参加依頼書は、18歳以上69歳以下の無作為抽出した市民3,000人に送付し、参加承諾者が多数の場合は、抽選によって30人程度の参加者を決定している。

ウ 討議会の参加者には、1日又は1日半の長時間の会議への参加が求められるため、施設入所や要介護状態の方の割合が高くなる70歳以上の方については、参加依頼書の送付を控えている。

エ 討議会は、地区懇談会、パブリックコメント手続、市長への提言又は自治組織など各種団体を通じた要望など、複数ある市政への提言手法の一つであり、討議会に参加できないことをもって、著しく市民参加の機会が損なわれるとは考えていない。

第2 審理員意見書の要旨

1 審理員の判断

本件是正請求は、認容されるべきである。

2 審理段階における是正請求人の主張の整理

- (1) 70歳以上を一律参加者選出の対象外とすることは、高齢者の市政参加の機会を奪うこととなる。
- (2) 行為庁は高齢者の体力面を不安視するが、体力は人それぞれであり、一律に対象外とすべきではない。ただし、年代により選出人数が異なるのは許容できる。
- (3) 市民参加は形態により参加者やテーマが異なっており、とって代わることができないものであるため、討議会への参加を制限することは、市民参加が損なわれることとなる。
- (4) 70歳以上を一律に対象外とすることは適当でない。

3 審理段階における検討

- (1) 市のホームページの記載によると、討議会は、年齢等に関係なく参加者を募ることを基本としており、70歳以上の市民を対象外とすることは、高齢者から市民参加の機会を奪うことになる。
- (2) 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。）は、平成22(2010)年と令和元(2019)年とを比較すると男性で2.26歳、女性で1.76歳上昇しており、一概に体力面を不安視することはできないため、体力面での不安を理由に70歳以上の市民を対象外とすべきでない。ただし、無作為抽出する際の70歳以上の割合については、健康寿命・平均寿命を考慮すべきである。
- (3) 市民参加の方法は、全ての市民が平等となる体制とすべきで、討議会への参加だけに制限を設けることは平等性を欠くこととなる。
- (4) 討議会の参加者決定までの過程によると、無作為抽出された

3,000人の市民は、自身の都合や健康状態、テーマ等を勘案し、参加又は不参加を選択することができるため、無作為抽出の段階で70歳以上の市民を対象外とするのは適当でない。

第3 諮問に係る審査庁の判断

市は、政策目的に応じて対象とする属性（年齢、性別、居住地域等をいう。以下同じ。）の範囲を設定することがあり、討議会は、市民参加の一つの形態として、18歳以上69歳以下の市民を参加対象者として位置づけているものである。

本件是正請求は、多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第27条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 諮問に至るまでの経過

本件是正請求に係る諮問に至るまでの経過は、以下のとおりである。

令和5年8月22日 是正請求書提出
令和5年9月8日 審理員指名
令和5年9月25日 行為庁が弁明書を提出
令和5年10月10日 是正請求人が反論書を提出
令和5年11月10日 審理員意見書提出
令和6年1月12日 諮問

これら一連の手続について、手続上の瑕疵は認められない。

2 是正請求の要旨

審査会は、令和6年1月12日に是正請求人に対し口頭意見陳述を行い、本件是正請求の主旨を次のように認定した。

- (1) 討議会の運営は全て実行委員会へ委託しているため、参加対象者の年齢を18歳以上69歳以下に限定することは市の行為ではないと行為庁は主張するが、市がそのような除外行為（70歳以上の高齢者を参加対象者から除外すること）を行う団体と共催事業を実施することは適切とは言えない。
- (2) 70歳以上の高齢者を参加対象者から除外することは、選挙権を奪うものと同様であり、全ての年代を参加対象者とすべきである。
- (3) 公費が投入されている討議会の運営について、市から実行委員会に対し、何らかの働きかけを行うべきである。

3 協定書の規定及び関連する条例の規定

- (1) 討議会の開催に当たり、市と実行委員会は、「Heart of Tajimiーたじみ市民討議会2023ーの実施に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結している。協定書は、市が討議会を開催するための根拠であるとともに、市と実行委員会の双方が遵守すべきものである。

協定書では、市と実行委員会が、市民がまちづくりの課題を討議し、その声を市政に反映させるために討議会をともに実施する旨を前文に掲げ、協定の目的、協働に関する原則、市と実行委員会のそれぞれの役割と責務、情報提供に関する事等について規定している。その中で、協働に関する原則について次のようにある。

【協定書（令和5年5月22日締結）抜粋】

2. 協働に関する原則

実行委員会と市は、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

(1)～(4) 略

(5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。

(6)及び(7) 略

(2) 市の条例では市民参加について次のように規定している。この2条例は、多治見市の市政運営において最も重視すべき条例であり、これら2条例の下に討議会をはじめとした市政が運営されるべきである。

【多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）抜粋】

（市民参加の権利）

第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。

2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

【多治見市市民参加条例（平成19年条例第34号）抜粋】

（基本理念）

第3条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有することにかんがみ、市民参加は、多くの市民の参加機会を保障することを旨として行われなければならない。

（市民参加の原則）

第4条 実施機関は、次に掲げる事項に配慮して市民参加を図らなければならない。

(1) 複数の手法による参加の機会の提供に努めること。

(2) 参加の手法、時期等をあらかじめ公表すること。

4 市の行為の有無について

協定書において、実行委員会と市の役割と責務はそれぞれ規定しているものの、「討議会をともに実施する」とする協定書の趣旨を踏まえると、参加対象者の属性の設定（18歳以上69歳以下に限定すること）をはじめ運営全般について市の行為であると言える。

5 参加対象者の年齢を限定することの妥当性について

(1) 市が政策の目的に応じて対象とする属性の範囲を設定することに

は、市に一定の裁量があると言えるが、その下においても、市の決定には合理的な理由が不可欠であり、またそれが表明されることも求められる。

例えば「たじみ子ども会議」は、討議会の運用と同じく、高校生までを主たる対象者と想定した、年齢に基づく範囲設定を行う制度となっているが、これは、選挙権のない子どもが意見表明と参加ができるようにするためのもの（多治見市子どもの権利に関する条例10条）として合理的であり、いわゆる児童権利条約第12条における子どもの意見表明権の行使の場としても位置づけられる。

- (2) 討議会において、18歳以上69歳以下の市民を対象とした意見聴取の機会を設けるのであれば、あらかじめ手法（理由を含む。）を公表する（市民参加条例第4条第2号）ことが必要である。
- (3) 市は、協定書において「多様な市民の意見を集める」としているが、参加しないことで不利益を受けないことを保障（市政基本条例第18条第2項）した上で年齢にかかわらず参加を求めれば、協定書に掲げる多様な意見を集めることは可能である。
- (4) 行為庁は、属性の範囲を設定する理由を「70歳以上の市民には長時間の会議に耐えうる十分な体力がないため」と説明する。しかし、審理員意見書も指摘するように、70歳以上であることをもって一概に体力面に不安があるとは言えず、参加依頼を受けた市民が、自身の体調等を考慮して参加を辞退することも認められることから、あらかじめ70歳以上の市民を対象から除外して意見聴取を行うことを肯定する合理的な理由には当たらない。

以上のことから、行為庁の主張する理由に基づく、対象者の年齢を制限するという運営方法は、市が「多様な意見を集めるため（協定書2.(5)）」とした討議会の政策目的に沿うものでないことから妥当ではない。また、市政の原則としての市民参加（市政基本条例第18条第1項）に照らしても、上記の運営方法は少なくとも不当であると言わざるを得ない。

審査会は、市は事業（討議会）で掲げる政策目的の達成のため、70歳以上を一律に参加の対象外としている現在の運営方法について改めるべきと判断し、本件請求について認容すべきと答申する。

6 付言

審査会は、市（行為庁）に対して次の対応を求める。

- (1) 討議会に係る全ての行為が市の行為であるとの自覚を持ち、討議会の開催目的について主体的に再検討し、開催目的（政策目的）に合った討議会の運営のあり方の見直しを行うこと。
- (2) 市は、協定書において「多様な市民の意見を集める」としているのにもかかわらず、実際は参加対象者の年齢を限定しており、かつ、

年齢を限定することを市のホームページや討議会の参加依頼書において明らかにしていない。これは、協定書だけでなく、市民参加条例（第4条第2号）にも反しており、市の広報の不備と言わざるを得ない。

本件に限らず、市の広聴政策（広く市民から意見聴取する手法であるもの）について、意見聴取の方法を整理・検証（属性の範囲設定に合理的な理由があるか）し、広聴政策に関する正しい情報提供を実施されたい。